

# 大学の世界展開力強化事業 構想概要 名古屋大学

## 【構想の名称】(タイプA- I キャンパス・アジア中核拠点形成支援・日中韓のトライアングル交流事業)

東アジア「ユス・コム・ネ」(共通法)形成にむけた法的・政治的認識共同体の人材育成

### 【構想の概要】

欧米の「法のグローバル・スタンダード」を理解した上で、東アジア「ユス・コム・ネ」(共通法)形成にむけた議論に参画できる、法的・政治的認識共同体の人材形成を行う。中国、韓国との連携を図り、東アジアにおける法情報の交換、アジア法・法整備支援論の共同形成、法曹養成と法科大学院の共同スタンダード化など、相互の学部学生を中心とする単位相互認定に基づく交流と質の保証された教育研究交流を行う。

### ■ プログラムの目的・養成する人材像

**東アジア「ユス・コム・ネ」(共通法)の形成とそのための知識を有する法的・政治的人材の育成を通じて、東アジアの法的・政治的認識共同体の生成を図る**

- ① 日中韓の法・政治・社会の現状に関する知識とその運用能力を持ち、共通法の形成に積極的に参画しうる人材
- ② 共通法形成の基礎となる法情報・法令用語の共有化に向けた新しい比較法学を担う人材
- ③ その成果を他のアジア諸国(特に体制移行国)の法発展に応用し、法整備支援を通じて新たな法の形成・運用を支援しうる人材

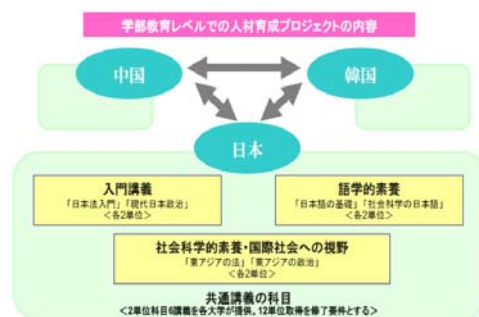
### ■ 質の保証を伴った大学間交流の枠組形成

- 1 東アジア「ユス・コム・ネ」(共通法)形成に向けた**トライアングルコンソーシアム**の設立
- 2 トライアングルコンソーシアムの協働による**ユス・コム・ネ**トライアングル交流プログラムの実施
- 3 その質を保証する**Quality Assurance協議会**および各参加大学**Quality Assurance実施委員会**の設立

〈第1回CAMPUS ASIA法学院長・部会長会議〉



〈人材育成プロジェクト概念図〉



### ■ 教育内容の可視化・成果の普及

#### ○世界に向けた積極的な情報発信

既存の名古屋大学法学部の多言語対応のホームページ、パンフレット、紀要、中国人民大学・成均館大学が既に刊行している英文による紀要および成果発表が認められているアメリカ・ワシントン大学アジア法センター、イギリス・ロンドン大学東洋アフリカ学院の刊行している英文国際学術誌等の利用

#### ○教育内容の可視化と共有

(1) コンテンツ・マネジメント・システムを導入して情報発信に関する国際的な共同作業が進められる体制を整え、(2) 英語を中心に整備したコンテンツを日中韓それぞれの学生にとって理解しやすい情報へと変換する過程を支援するシステムを整備し、(3) さらに教育内容に関連した情報を集積し、外部情報源へのリンクと結合させたポータル機能を持つサイトへと成長させる。

### ■ 日本人学生の派遣・留学生の受入を促進するための環境整備

#### ○日本人学生

- 1年次教育終了時： 優秀で意欲のある学生を選抜…情報提供、アジアの社会と政治・法および韓国語・中国語の導入的講義の提供、英語のスキルアップ、PSI中国・韓国グループでの留学生へのプレゼンテーションやディスカッション
- 2・3年次： 共通カリキュラムによる教育…自国の政治・法体系の学修、外国語能力の強化
- 2年後期～3年次： 各大学への留学、共通講義の受講…法学研究科・法学部のシラバス・システム内に派遣者がアクセスできる電子掲示板を設置し、教員スタッフが常時チェックすることで相談に応ずる体制を構築する。上海事務所、韓国サテライトオフィスも緊急時には現地に対応する。
- 就職…就職担当専任教員や企業からの派遣教員によるサポート、インターンシップ

#### ○外国人留学生

生活面、学習面全般のサポート…留学生担当講師、日本人学生のボランティア・サークルSOLVによる万全のサポート体制、留学生に1対1で配置する日本人学生チューター、独自で開発してきた英語による日本法の基礎的教材

情報提供…英語によるシラバスシステム、電子掲示板をつじた質問、相談

就職へのサポート…就職担当専任教員による日本人・外国人の区別ないサポート、インターンシップ、トヨタ法務会議・愛知県弁護士会(連携講座)および読売新聞の英語による講義をつじた企業・法律実務家の実際に触れる機会等、整った環境。

### ■ 交流プログラムにおける学生のモビリティ

		H23	H24	H25	H26	H27			H24	H25	H26	H27	
日本人学生 の派遣 (のべ人数)	ユス・コム・ネ		10名	10名	10名	10名	外国人留学生 の受入 (のべ人数)	ユス・コム・ネ	10名	10名	10名	10名	
	短期プログラム	事前研修	10名	10名	10名	10名		短期プログラム	事前研修	10名	10名	10名	10名
		付属プログラム	8名	8名	8名	8名			付属プログラム	8名	8名	8名	8名
	合計	10名	28名	28名	28名	28名		合計	28名	28名	28名	28名	

\*いずれも中心は学部学生の教育に置かれるが、付属的プログラムとして各国の法科大学院学生・大学院生の部分的参加を認める。これにより、これまでは難しかった大学院水準の学生たちについても、交流の機会を促進する。

# 大学の世界展開力強化事業 取組実績 名古屋大学

【構想の名称】(タイプA-キャンパス・アジア中核拠点形成支援・日中韓のトライアングル交流事業)

東アジア「ユス・コムーネ」(共通法)形成にむけた法的・政治的認識共同体の人材育成

【プログラムの目的・養成する人材像】

東アジア「ユス・コムーネ」(共通法)の形成とそのための知識を有する法的・政治的人材の育成をつうじて、東アジアの法的・政治的認識共同体の生成を図る

【構想の概要】

欧米の「法のグローバル・スタンダード」を理解した上で、東アジア「ユス・コムーネ」(共通法)形成にむけた議論に参画できる、法的・政治的認識共同体の人材形成を行う。中国、韓国の諸大学との連携を図り、東アジアにおける法情報の交換、アジア法・法整備支援論の共同形成、法曹養成と法科大学院の共同スタンダード化など、相互の学部学生を中心とする単位相互認定に基づく交流と質の保証された教育研究交流を行う。

## ■ 質の保証を伴った大学間交流の枠組形成に向けた取組

### 日・中・韓のQuality Assurance協議会と国際シンポジウムの開催

2月に、名古屋で国際シンポジウムを開催し、参加機関の代表が集まって、本取組の計画、意義および展望についての報告と討論を行った。また、1月(北京)、2月(名古屋)、3月(上海)に三カ国の大学によるQuality Assurance協議会を開催し、(1)「ユス・コムーネトライアングル交流プログラム」に基づく各参加大学の実施計画に関する情報交換、協議、調整、(2)「ユス・コムーネトライアングル交流プログラム」に基づく各参加大学のカリキュラム、シラバスおよび成績評価に関する打ち合わせ、(3)「ユス・コムーネトライアングル交流プログラム」に基づく各参加大学の単位授与、成績評価および単位互換の実施に関する情報交換、協議、調整などを行った。

## ■ 実施した交流プログラムの概要、今後の開始に向けた準備状況

### 短期事前研修 [中国, 韓国]

・中国(2012年3月18日~25日、学生7名、引率2名)

裁判所、大使館領事部・政治部への訪問、中国人民大学と学生間交流

・韓国(2012年2月13日~21日、学生4名、引率2名)

憲法裁判所、法務法人広場への訪問、ソウル大学及び成均館大学での特別講演と学生との交流

〈法務法人広場見学〉

〈中国人民大学〉



## ■ 交流プログラムにおける学生のモビリティ

			H23	H24	H25	H26	H27				H24	H25	H26	H27	
日本人学生 の派遣 (のべ人数)	ユス・コムーネトライアングル交流プログラム			10名	10名	10名	10名		外国人留学生 の受入 (のべ人数)	ユス・コムーネトライアングル交流プログラム		10名	10名	10名	10名
		短期プログラム	11名	10名	10名	10名	10名	短期プログラム			10名	10名	10名	10名	
	付属プログラム		8名	8名	8名	8名	付属プログラム	8名		8名	8名	8名	8名		
	合計	11名	28名	28名	28名	28名	合計	28名		28名	28名	28名			

注)H23は実績、H24以降は計画。

## ■ 日本人学生の派遣・留学生の受入を促進するための環境整備

### 参加学生を対象とした事前学習

〈英語・中国・韓国語 及び 中国法律政治・韓国法律政治〉

参加学生を対象とした英語・中国語・韓国語特別クラス、および中韓の主管校から招聘した特任教授・講師による中国法律政治および韓国法律政治に関する講義、ならびに文化交流ガイダンスを2月に立ち上げた。



学生には、英語と派遣希望国の言語の授業を毎週3時間ずつ提供している。

これらの語学特別講義によって、学生の派遣国での学校生活や日常生活に必要な言語能力を備えられるようにしている。言語教育と共に、中国法律政治と韓国法律政治の講義を導入することで、学生に派遣国の法学に関する基礎知識の提供を図った。



## ■ 教育内容の可視化・成果の普及

### キャンパス・アジア説明会

2011年12月22日 プログラム説明会

2012年 4月 6日 新入生の保護者に対しキャンパス・アジア説明会

18日 新入生対象(40分)

19日 二年生以上対象(1回目)

23日 二年生以上対象(2回目)

\* 説明会に伴いポスター、概要を作成





# 大学の世界展開力強化事業 取組概要 名古屋大学

【構想の名称】(選定年度23年度(タイプA-I CAMPUS Asia Pilot Program))

東アジア「ユス・コムーネ」(共通法)形成にむけた法的・政治的認識共同体の人材育成

【プログラムの目的・養成する人材像】

東アジア「ユス・コムーネ」(共通法)の形成とそのため知識を有する法的・政治的人材の育成を通じて、東アジアの法的・政治的認識共同体の生成を図る。

【構想の概要】

欧米の「法のグローバル・スタンダード」を理解した上で、東アジア「ユス・コムーネ」(共通法)形成にむけた議論に参画できる、法的・政治的認識共同体の人材形成を行う。中国、韓国の諸大学との連携を図り、東アジアにおける法情報の交換、アジア法・法整備支援論の共同形成、法曹養成と法科大学院の共同スタンダード化など、相互の学部学生を中心とする単位相互認定に基づく交流と質の保証された教育研究交流を行う。

## ■ 質の保証を伴った大学間交流の枠組形成に向けた取組

〈第5回Quality Assurance協議会(3月、於北京)〉

### ○ 日中韓のQuality Assurance協議会

平成24年度は7月(ソウル)、3月(北京)の2回、日中韓の関係大学が集まり、上記協議会を実施。7月は受入学生への提供科目、奨学金、宿舎に関する準備状況について話し合われ、3月は学生へ提供する教育の質向上、単位認定について話し合われた。

### ○ 法学院長・学部長会議

本会議は各大学法学院長及び学部長が構想の意義や展望に関する共通認識を持ち、現実的な方策や体制を整備するために行われる。12月に名古屋において実施された会議では、カリキュラムや交流に関する課題とそれに対する方策、および、今後の東アジアにおける教育ネットワークの構築について議論された。



〈第3回法学院長・学部長会議(12月、於名古屋)〉

## ■ 実施した交流プログラムの概要、今後の開始に向けた準備状況

〈インターナショナルサマーセミナー〉

### ○ インターナショナルサマーセミナー

8月5日から30日まで名古屋大学において実施。この中では英語による法学及び政治学の講義、企業や司法機関へのリサーチビジット、個別に目的や行先を決め実際に訪問するインディペンデントリサーチ等が行われた。これには中国から9名、韓国から9名の他、日本人学生も多数参加した。平成25年度も8月に実施予定のため、現在準備を進めている。

### ○ 事前研修

中国研修(3月11日-20日)に9名、韓国研修(2月21日-3月2日)に5名参加。中国は人民大学、韓国は成均館大学、ソウル国立大学において各国法・政治の講義受講、学生交流を行い、各地の法律関係機関(裁判所、弁護士事務所等)を訪問。



## ■ 交流プログラムにおける学生のモビリティ

### ○ 日本人学生の派遣

10月より1年間の交流プログラムで中国・人民大学に4名、韓国・成均館大学に5名派遣をし、2月から中国・上海交通大学に1名派遣している。また、学部生を対象とした事前研修では中国に9名、韓国に5名派遣、大学院生を対象とした附属プログラムでは、中国に7名、韓国に4名派遣した(いずれも短期)。

### ○ 外国人留学生の受入れ

8月に3週間程度、インターナショナルサマーセミナーにおいて、中国、韓国から学部生(各5名)、大学院生(各4名)を受け入れた。10月より1年間の交流プログラムで、中国・人民大学より4名、上海交通大学より1名、韓国・成均館大学より5名受け入れている。

	H23	H24	H25	H26	H27
日本(J)での受入	C0,K0	C14,K14	C15,K15	C15,K15	C15,K15
中国(C)での受入	J7	J21,K5	J19,K5	J19,K5	J19,K5
韓国(K)での受入	J4	J14,C3	J19,C5	J19,C5	J19,C5

注)H23・H24は実績、H25以降は計画。

## ■ 日本人学生の派遣・留学生の受入を促進するための環境整備

### ○ 事前教育の実施

派遣希望者に対し、派遣前の約1年間、各国法・政治、各国語、及び英語の教育を毎週計7時間行っているほか、2か月に1回程度、中国、韓国の法、政治の専門家を国内外より招聘し、特別講演を行っている。

### ○ 単位認定を検討する委員会の関与

派遣学生が留学先で取得してきた単位を名古屋大学においてスムーズに認定する制度を整備するために、法学部内の「学部国際化関係プログラムに関する学務事項検討委員会」において、制度構築に関する協議が定期的に開かれている。

### ○ 受入学生のための日本語教育の整備

留学生センターにおける日本語クラスを受講できるようにするとともに、諸事情により受講できない学生に対しては独自のクラスを開講している。また、アカデミックな日本語の習得を目指す学生のために、全学の日本語クラスの受講も可能にした。

## ■ 教育内容の可視化・成果の普及

ホームページによって本プログラムの趣旨やその活動内容を可視化するとともに、学内行事(ホーム・カミングデイ、新任教員研修会)や高校生を対象としたセミナーにおいて、本プログラムの教育活動や成果について学内外への広報を行っている。

また、インターナショナルサマーセミナー、及び法学院長・学部長会議の報告書を作成して、その成果をまとめ、普及するために、関係各所への配布を行っている。

# 大学の世界展開力強化事業 取組概要 名古屋大学

【構想の名称】(選定年度23年度(タイプA-I CAMPUS Asia Pilot Program))

東アジア「ユス・コム・ネ」(共通法)形成にむけた法的・政治的認識共同体の人材育成

【プログラムの目的・養成する人材像】

東アジア「ユス・コム・ネ」(共通法)の形成とそのため知識を有する法的・政治的人材の育成を通じて、東アジアの法的・政治的認識共同体の生成を図る。

【構想の概要】

欧米の「法のグローバル・スタンダード」を理解した上で、東アジア「ユス・コム・ネ」(共通法)形成にむけた議論に参画できる、法的・政治的認識共同体の人材形成を行う。中国、韓国の諸大学との連携を図り、東アジアにおける法情報の交換、アジア法・法整備支援論の共同形成、法曹養成と法科大学院の共同スタンダード化など、相互の学部学生を中心とする単位相互認定に基づく交流と質の保証された教育研究交流を行う。

## ■ 質の保証を伴った大学間交流の枠組形成に向けた取組

### ○ 日中韓のQuality Assurance 協議会

平成25年度は平成25年7月(ソウル)、平成26年2月(名古屋)の2回、上記協議会を実施。7月の会議では学生に授与するディプロマ、共通科目について、2月の会議では共通科目のテキスト作成、Dual degree の導入可能性等について議論が行われた。

### ○ 法学院長・学部長会議

平成26年2月に名古屋で第4回法学院長・学部長会議が開催され、2年間の取り組みの総括と今後のキャンパス・アジアプログラムの在り方について議論を行った。

### ○ Common Certificate の授与

「ユス・コム・ネトライアングル交流プログラム」によって1年間留学をし、共通科目の単位を取得した学生が卒業する際に、3カ国共通の「Common Certificate」を授与することとした。平成25年度は名古屋大学、成均館大学の学生各1名に授与された。

### ○ 外部評価

平成26年2月には「名古屋大学大学院法学研究科教育研究アセスメント委員会」において、本キャンパス・アジアプログラムについて、外部の有識者による評価を受けた。



〈第4回法学院長・学部長会議〉

## ■ 実施した交流プログラムの概要、今後の開始に向けた準備状況

〈中国への研修〉



### ○ 第1回学生シンポジウム・同窓会設立総会

1年間の留学を修了した学生たちのフォローアップ及びコミュニティ作りを目的とし、平成26年2月に3カ国の学生が一堂に会し、学生シンポジウム及び同窓会設立総会を実施した。

### ○ 短期研修

例年実施されてきた、学部生を対象とした「事前研修」、大学院生を対象とした「附属プログラム」に加え、平成25年度は1年間の留学を修了した学生を対象とした「フォローアップ研修」を実施し、留学で得た知識や経験をブラッシュアップする機会とした。

## ■ 交流プログラムにおける学生のモビリティ

### ○ 日本人学生の派遣

平成25年9月には第2期生として、中国・韓国の協定校に10名を派遣した。また、事前研修では中国に6名、韓国に3名、附属プログラムでは中国に2名、韓国に2名、フォローアップ研修では中国に2名派遣した。

### ○ 外国人留学生の受入れ

平成25年9月下旬から、中国より5名、韓国より4名受入れている。平成25年8月のインターナショナル・サマーセミナーでは、中国・韓国から各9名受入れた。

注)H23～H25は実績、H26以降は計画。

	H23	H24	H25	H26	H27
日本(J)での受入	C0, K0	C14, K14	C19, K18	C15, K15	C15, K15
中国(C)での受入	J7	J21, K5	J20, K9	J19, K5	J19, K5
韓国(K)での受入	J4	J14, C3	J15, C8	J19, C5	J19, K5

## ■ 日本人学生の派遣・留学生の受入を促進するための環境整備

### ○ 学生からのフィードバックの活用

派遣学生・受入学生に対し、サポート体制、履修状況、生活等についてアンケート調査を行い、その結果を分析し、プログラムの質の向上を図るために活用している。

### ○ 事前教育の充実

派遣希望者に対し、派遣前の約1年間、各国法・政治、各国語及び英語の教育を実施しているが、その質の保証を図るため、事前教育開始前にシラバスを学生に配布し、半期ごとに授業アンケートの実施、担当教員へのフィードバックを行っている。

### ○ 学生組織の活用

派遣された学生が中心となって、受入学生、派遣予定学生のコミュニティを作り、また、学生シンポジウム等の行事の運営、派遣学生募集のための広報活動に当たっている。これらのことは派遣・受入学生共に参加しやすい体制づくりに貢献している。

## ■ 教育内容の可視化・成果の普及

### ○ 帰国報告会

本プログラムの成果を可視化・普及するために、1年間の留学を修了した学生には、留学における学習成果を報告してもらった。

### ○ 報告書の作成

「日中韓キャンパス・アジア ユス・コム・ネトライアングル交流プログラム報告書」を作成し、学習状況、学習成果とともに、学生からのアンケートをまとめた。また、上記学生シンポジウムについては、学生の報告をまとめるとともに、それに対するキャンパス・アジアプログラム関係教員のフィードバックをまとめ、双方向的な報告書とする予定である(現在、編集中)



# 大学の世界展開力強化事業 H26取組概要 名古屋大学

【構想の名称】(選定年度23年度(タイプA-I CAMPUS Asia Pilot Program))

東アジア「ユス・コムーネ」(共通法)形成にむけた法的・政治的認識共同体の人材育成

【プログラムの目的・養成する人材像】

東アジア「ユス・コムーネ」(共通法)の形成とそのため知識を有する法的・政治的人材の育成を通じて、東アジアの法的・政治的認識共同体の生成を図る。

【構想の概要】

欧米の「法のグローバル・スタンダード」を理解した上で、東アジア「ユス・コムーネ」(共通法)形成にむけた議論に参画できる、法的・政治的認識共同体の人材形成を行う。中国、韓国の諸大学との連携を図り、東アジアにおける法情報の交換、アジア法・法整備支援論の共同形成、法書養成と法科大学院の共同スタンダード化など、相互の学部学生を中心とする単位相互認定に基づく交流と質の保証された教育研究交流を行う。

## ■ 質の保証を伴った大学間交流の枠組形成に向けた取組

### ○ 法学院長・学部長会議及びQuality Assurance協議会の実施

平成27年2月に第5回法学院長・学部長会議を実施、また、平成26年に第8回QA協議会(於北京)、第9回QA協議会(於ソウル)、平成27年に第10回QA協議会(於名古屋)を実施した。

(第5回法学院長・学部長会議)



### ○ 日中韓共同報告書の作成

日中韓の第2期長期派遣学生の成果をまとめるべく、学生自身のアカデミック・レポートとそれに対する教員からのフィードバック、および、日中韓の学生のプログラムに対する意見を尋ねたアンケートを3カ国共同でまとめ、今後の教育内容等の検討に活用する。

### ○ 派遣学生に対するインタビューの実施

キャンパス・アジアプログラムにおいてどのような学びや成長が見られたのかをインタビューを通して見ることにより、キャンパス・アジアプログラムの趣旨と教育内容との整合性、意義について検討した。

## ■ 実施した交流プログラムの概要、今後の開始に向けた準備状況

(リサーチ・ビジット)



### ○ 第2回学生シンポジウム・第2回同窓会総会の実施

平成27年2月に第2期長期派遣学生を中心に、キャンパス・アジアプログラムへの提言及び日中韓の法・政治に関する学術報告を行った。

### ○ 国内研修、リサーチ・ビジットの実施

日本における受入学生に日本や地域文化を知ってもらうこと、受入学生と日本人学生の交流を図ることを目的として、広島への国内研修及び名古屋近郊へのリサーチ・ビジット(2回)を実施した。

### ○ 岡山大学・立命館大学キャンパス・アジアプログラムとの学生交流会の実施

平成27年2月に名古屋大学において両大学と本学のキャンパス・アジア学生の交流会を実施し、お互いのプログラムへの理解、学生間の交流が促進された。

## ■ 交流プログラムにおける学生のモビリティ

### ○ 日本人学生の派遣

平成26年9月には第3期生を、中国・韓国に各5名派遣し、短期研修では、中国に9名、韓国に6名派遣した。また、短期研修にはリーディング大学院プログラムの学生も参加した。

	H23	H24	H25	H26	H27
日本(J)での受入	C0, K0	C14, K14	C19, K18	C19, K17	C15, K15
中国(C)での受入	J7	J21, K5	J20, K9	J19, K9	J19, K5
韓国(K)での受入	J4	J14, C3	J15, C8	J16, C8	J19, C5

### ○ 外国人留学生の受入れ

平成26年9月から中国より5名、韓国より4名受け入れている。

注)H23～H26は実績、H27は計画。教育交流を含む。

平成26年8月のインターナショナル・サマーセミナーでは、中国・韓国から各9名受け入れた。

## ■ 日本人学生の派遣・留学生の受入を促進するための環境整備

### ○ 事前教育の単位化

翌年に派遣される学生のための事前教育のうち、中国・韓国の法・政治に関する授業を単位化し、学生にかかる負担の軽減に努めた。

### ○ キャリア形成支援セミナー

派遣予定学生や法学部生・法科大学院生を対象として行った。そこでは、キャンパス・アジアで派遣されている学生、法科大学院生、弁護士の3者による講演を行い、プログラムを経験した後、どのようなキャリアの形成が可能であるかを示した。

## ■ 構想の実施に伴う大学の国際化の状況、情報の公開・成果の普及

### ○ 学内外へのプログラム情報、成果の発信

新入生を対象としたプログラム紹介や留学相談を含む留学フェアの実施や高校生対象のオープン・キャンパスでの周知、学内の新任教員研修でのポスター展示等を実施した。また、学生シンポジウムやインターナショナル・サマーセミナーの報告書を作成し、その成果をまとめている。さらに、学生が主体となって、同窓会報を作成し、関係各所へ配布した。

### ○ 派遣学生の進路、新入学生への影響

本プログラムの派遣を経験した学生が本学のリーディング大学院や法科大学院に進学したり、法律関係や中国関係の職に就いた。また、キャンパス・アジアプログラムに参加するために、本学への進学を希望した学生もいる。

# 大学の世界展開力強化事業 H27取組概要 名古屋大学

【構想の名称】(選定年度23年度(タイプA-I CAMPUS Asia Pilot Program))

東アジア「ユス・コムネ」(共通法)形成にむけた法的・政治的認識共同体の人材育成

【プログラムの目的・養成する人材像】

東アジア「ユス・コムネ」(共通法)の形成とそのための知識を有する法的・政治的人材の育成を通じて、東アジアの法的・政治的認識共同体の生成を図る。

【構想の概要】

欧米の「法のグローバル・スタンダード」を理解した上で、東アジア「ユス・コムネ」(共通法)形成にむけた議論に参画できる、法的・政治的認識共同体の人材形成を行う。中国、韓国の諸大学との連携を図り、東アジアにおける法情報の交換、アジア法・法整備支援論の共同形成、法曹養成と法科大学院の共同スタンダード化など、相互の学部学生を中心とする単位相互認定に基づく交流と質の保証された教育研究交流を行う。

## ■ 質の保証を伴った大学間交流の枠組形成に向けた取組

### ○ 法学院長・学部長会議及びQuality Assurance協議会の実施

平成28年3月に第6回法学院長・学部長会議を実施した。また、平成27年11月に第11回QA協議会(於北京)、平成28年3月に第12回QA協議会(於名古屋)を実施した。

### ○ 第3回学生シンポジウム

平成28年3月に日中韓の第3期長期派遣学生を中心に、第3回学生シンポジウム(於名古屋)を実施した。本プログラム最終年度にあたり、これまでの経験を総括するという観点から、本年度の学生シンポジウムにおいては従来の自らの経験を語るだけでなく、本プログラムの所期の目標でもある、東アジア共通法形成にむけた人材育成という観点から、参加学生の自らのキャリアデザインをも念頭に置いたディスカッションを行った。

〈学生シンポジウムで発表する学生〉



## ■ 実施した交流プログラムの概要、今後の開始に向けた準備状況

〈リサーチビジット(白川郷)〉



### ○ 協定書の締結

第6回法学院長・学部長会議にて、本プログラム最終年度にあたり、本パイロット事業を基礎として恒常的な人材育成の枠組みが基本的に形成されたことに鑑みて、次年度以降の協定を締結した。

### ○ リサーチ・ビジットの実施

日本における受入学生に日本や地域文化を知ってもらうこと、受入学生と日本人学生の交流を図ることを目的として、名古屋近郊へのリサーチ・ビジット(南知多や白川郷等)を実施した。

## ■ 交流プログラムにおける学生のモビリティ

### ○ 日本人学生の派遣

平成27年9月には第4期生を、中国・韓国に各4名派遣し、短期研修では、中国・韓国に各5名派遣した。また、短期研修には、法科大学院の学生も参加した。

### ○ 外国人留学生の受入れ

平成27年9月に中国・韓国から各5名受け入れた。平成27年8月のインターナショナル・サマーセミナーでは、中国から9名、韓国から8名、受け入れた。

	H23	H24	H25	H26	H27
日本(J)での受入	C0, K0	C14, K14	C19, K18	C19, K17	C19, K18
中国(C)での受入	J7	J21, K5	J20, K9	J19, K9	J14, K8
韓国(K)での受入	J4	J14, C3	J15, C8	J16, C8	J14, C12

## ■ 日本人学生の派遣・留学生の受入を促進するための環境整備

### ○ インターナショナルサマーセミナー

これまで受入学生を中心に実施されていたが、日本人学生の留学への関心を高め、また派遣予定学生の留学前準備となることを目指し、日本人学生の募集枠を設けた。講義のみでなく、開講式やリサーチビジット等の全ての行事に参加させることにより、語学力の向上と学生間の交流が促進された。

## ■ 構想の実施に伴う大学の国際化の状況、情報の公開・成果の普及

### ○ 日韓弁論大会への参加

11月に実施された日韓弁論大会に、派遣を経験した日本人学生と受入学生が積極的に参加し、受入学生が最優秀賞に選ばれた。留学で培った語学力と専門性を活かし、本プログラムの成果を広く発信した。

### ○ 派遣学生の進路

本プログラム修了生で本学を卒業した者の進路については、卒業生20名のうち法科大学院に進学した者が2名、修士課程に進学した者が2名、それぞれ存在する(なお、大学院進学準備中が2名存在する)。その他、外務専門職(韓国)として外務省に入省した者(1名)やアジアを中心に活躍する日本の大手企業に就職した者(8名)も存在する。これらの結果から、所期の目的が着実かつ堅実に達成されているといえる。